

15.9.17
509

拜啓貴社今般當會社、都合ニ依リ本月二十日申渡ノ通リ
解雇仕候事、承知ノ通リニ有之更ニ為念以本為右解
雇及申通知候也

追而賃金及豫告手当ハ九月四日午後一時ヨリ同五時迄銀座
營業所ニ於テ支払可成候

大正十五年八月三十一日

東京府南葛飾郡砂町大字最五七番地

株式會社櫻田機械製造所

事務取締役 櫻田 五 郎

敬

借

務秘第ニ〇三一號

大正十五年九月九日

警視廳 大田政弘

内務大臣 濱口雄幸 殿

社會局長官 長岡隆一郎 殿

京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知

福岡 福島 千葉 埼玉 香取 岩手 宮城 青森 秋田 山形 福井 滋賀 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知

株式會社櫻田機械製造所工場閉鎖ニ関スル件
(第二報)

標記會社工場閉鎖後ノ状況左ノ通

一 筆 議 團 ノ 動 靜